

2023 年度 NGO スタディ・プログラム最終報告書

提出日	2023 年 9 月 14 日		
氏名	草野洋美		
所属団体(正式名称)	公益財団法人ジョイセフ		
派遣タイプ	実務研修型 / 研修受講型 (集合型・オンライン型)		
研修国	スイス		
受入機関名	SRI, Global Fund, GAVI, IPPF-Geneva		
研修期間	2023 年 6 月 29 日～2023 年 7 月 13 日	研修日数	15 日間
研修テーマ	人権理事会を活用した SRHR アドボカシーの学習と実践、GAVI・Global Fund の官民連携の国際保健の取組のヒアリング		

1. 導入（研修前の問題意識、所属団体や NGO が持つ課題および課題解決方策の分析など）

所属団体である公益財団法人ジョイセフでは、2023 年 1 月末の日本政府の UPR 審査に向けて、2022 年 4 月末から国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）に提出する日本の SRHR 状況に関する市民社会共同レポート執筆を初め、国連加盟各国代表部に向けたロビイング活動を実施してきた。1 月末の日本政府 UPR 審査では、115 か国から 300 の勧告が発出、そのうち SRHR に関する勧告が 24 か国から 36 件あった。日本政府は第 53 回人権理事会会期中に、それら勧告についての対応を採択することになっていた。

本研修では第 53 回人権理における日本政府 UPR 勧告採択会合に日本の市民社会として参加し、国連の公式会合で民主主義のプロセスに則り、草の根の日本の市民社会（CSO）の声を日本政府、ひいては国際社会に届けることを目標とした。発表は国連の公式記録に残る為、日本政府の UPR 次サイクルに向けたアドボカシー活動の足掛かりとすることを目指す。またこの研修を通して国連を利用したアドボカシーや、国際保健分野のアドボカシーの知見を深める事で、自団体のミッションである SRHR、ジェンダー平等の推進と日本生まれの国際 NGO としての国際ネットワークにおける位置づけの強化に貢献したいと考えた。

またジョイセフでは SRHR やジェンダー平等に関するアドボカシーの他、国際保健分野のアドボカシーにも力を入れている。外務省と市民社会が、日本の国際保健分野での貢献に関して意見を交わす「GII/IDI に関する外務省/NGO 定期懇談会」の 1994 年の設立時から事務局を務めてきた。コロナ禍を経て国際保健における官民の連携の重要性がこれまでに以上に増している現在、本研修を利用してジュネーブに本拠を構える GAVI ワクチンアライアンス及び The Global Fund to Fight AIDS, Tuberculosis and Malaria (Global Fund)を訪問し、両者の活動と CSO との連携についてヒアリングを行い、今後の自団体の活動の糧とすることも目標とした。

さらにジュネーブにはジョイセフが国際連携パートナーをつとめる IPPF 国連アドボカシー担当スタッフが常駐し、国際会議において SRHR 促進のロビイングと共に、IPPF 及び加盟団体(Member Association)のアドボカシー活動の支援を行っている。担当者との面談により人権理事会の仕組みを用いたアドボカシーにおける、国連加盟国代表部へのロビイングについて聞き取りをし、今後のジョイセフの国際アドボカシーへの活用を目指す。

2. 本文（研修テーマについて明らかになったこと、課題解決を前提とした研修実施内容の詳細報告）

研修期間前半は、GAVI ワクチンアライアンス及び Global Fund の 2 つのパートナーシップを訪問し、日本人職員から各機関の活動紹介を受け、CSO との連携可能性についてヒアリングを行った。後半は SRI からの人権理事会を活用したアドボカシー手法の講義、人権理事会における日本政府の UPR 勧告採択参加及び CSO 声明発言、IPPF との面談などを行った。以下時系列でその内容を報告する。

7月4日（火）10時 GAVI ワクチンアライアンス

Senior Donor Manager, Resource Mobilisation and Private Partnerships 北島千佳氏と面談。
Global Health Campus の GAVI 事務所にて。

GAVI ワクチンアライアンスは貧困国のワクチン接種率向上を通して、主に子どもの生命と健康を守ることを目的に 2000 年に設立された、官民連携パートナーシップである。新型コロナウイルス感染症（以下 Covid19）パンデミック下においては、途上国のみならず世界全体に公平なワクチンの分配をする為の枠組み、COVAX ファシリティの事務局も務めている。

日本は GAVI のトップドナーの 1 つで、2011 年以降継続して資金拠出を行っている。とりわけ Covid19 パンデミック下では、COVAX ワクチン・サミット（AMC 増資首脳会合 * AMC : Advance Market Commitment 途上国支援枠組み）を日本政府と GAVI が共催し、世界全体への公正な Covid19 ワクチン分配を行う為の資金確保について、世界 40 か国及び国連機関はもとより、企業、市民社会の他、ゲイツ財団などの大規模ドナー参加のもと話し合うなど、日本の国際協力における重要なパートナー伴っている。Covid19 関連も含めて、日本は通算で 15 億米ドルの拠出を GAVI に行っている。

現在は GAVI5.0 と呼ぶ 2021-25 の 5 年間の活動戦略期間の中間年であり、次期計画の策定を開始している。同時に中間年における見直しを GAVI5.1 とし、HPV ワクチンとマラリアワクチンの促進を進めることを決定した。HPV ワクチンについては 9~14 歳の少女を対象としていることから、従前から一歩進んだジェンダー視点を取り組んだ活動となる。活動国政府、WHO、UNFPA との連携で進めているが、HPV ワクチンは GSK 社の独占状態の為、価格が高いのが悩みであるとのこと。次期 GAVI6.0 戦略計画に向けた増資会合では、少年も含めた HPV ワクチン接種実現に向け、日本政府のさらなる協力が得られればと考えている。国際保健のリーダーとしての日本の影響は資金面のみに留まらない。例えば HPV ワクチン接種開始に際しては、途上国から「日本が自国内で積極接種をしなかったワクチンの安全性に不安がある。」と言った問い合わせが来たこともあった。日本での好事例を途上国に伝えることも、ワクチン接種の後押しとなる。

日本の CSO との連携としては、日本の国際保健におけるプレゼンス及び協力が強化継続されるように協力してアドボカシーの実施を期待するとのことだった。とりわけ近年は気候危機への拠出金の割合が増加傾向にある。どちらがより重要、喫緊というものではないが、日本が力を入れる UHC の視点から引き続き日本の強力な支援が必要とのこと。2025 年の TICAD も見据えて、HPV の推進を CSO とも協力しながら行っていきたいとしていた。

7月4日(火) 15時 The Global Fund to fight AIDS, Tuberculosis, and Malaria

保健財政部 シニアアドバイザー 稲岡恵美氏面談。

グローバルファンドは中低所得国における、世界三大感染症（エイズ、結核、マラリア）対策への基金として 2002 年にジュネーブで設立された。2000 年の G8 九州沖縄サミットにおいて日本政府が感染症の対策を重要な安全保障上の課題であるとして提起したのがきっかけとなった。当時三大感染症の拡大が

続いており、WHO/UNICEF などに対策を行っていたが、より迅速に対策可能な緊急基金が必要であることから設立。各国政府のみならず、民間財団、企業から資金が拠出されている。

日本は創設時からの主要ドナーの一つで、米国、英国、フランス、ドイツに次いで 5 番目に拠出額が多い。2001 年からの日本の累計拠出額は 42 億 3847 万ドル、総累計拠出額は 604 億（2022 年 9 月）となっている。各国政府以外にはビル＆メリンダ・ゲイツ財団などの財団や企業、日本企業としては武田薬品工業も資金を拠出している。

グローバルファンドでは現在、100 以上の国・地域で三大感染症の予防、治療、感染者支援、保健システムやコミュニティシステムの強化に、年間 40 億ドルの資金を供与している。

基本原則として、パートナーシップ、事業国の主体性の尊重、パフォーマンスベースの資金供与、透明性を掲げており、その確保のために工夫が施されたスキームが構築されている。

受益国側の主体性を尊重しながら、アカウンタビリティを確保し不正を抑えるために、CCM（Country Coordination Mechanism: 国別調整メカニズム）と称される共同体が事業主体となる。CCM は受益国内の政府、国際機関/支援機関、CSO、コミュニティ代表、宗教団体、学術機関、民間セクターなどが構成メンバーとして参加できる。当事者が相互に専門性や意見を出しあうことで、感染症対策事業を迅速、持続的、効果的、かつ事業地の文脈に沿って実施することが期待される。さらに、相互に監視することによってアカウンタビリティが担保され、不正防止にも寄与している

日本の NGO がグローバルファンドを活用して実施される事業に関わるためには、1) CCM の構成メンバーとして活動する、事業国内部の国際機関/支援機関などへの専門家派遣、あるいは市民社会との連携。2) 草の根でプロジェクトを実施するローカル NGO との協働。の 2 つの可能性が考えられるとのことだった。ジョイセフの登場国での保健従事者技術強化支援との協働の可能性も模索した。

7 月 7 日（金）10 時～13 時

人権理事会「特別手続（Special Procedures）」講義

SRI, Ms. Emeline Dupuis

「特別手続」は人権理事会の機能の一つで、特定の国や地域の人権状況、あるいは世界的な人権侵害の主要な現象について、調査、監視、助言、公的報告を行うことを委任者に求めている。

委任者は、Special Rapporteur（特別報告者）、Independent Expert（独立専門家）と呼ばれる専門家と作業部会（東欧、西欧、アフリカ、アジア、ラテンアメリカの 5 地域から 1 名ずつ任命）、が特定の国の人権状況や、特定の人権テーマに関して調査・報告・勧告を行うもの。推薦を受けた専門家が人権理事会での選挙で任命される。経費は人権理事会から出るものの、給与支払いなどはない、自発的な活動の為に中立が保たれることが特徴である。

現在、特別手続には 59 の異なるマンデート（任務）があり、その内特定の国に対するマンデートはアフガニスタン、イラン、ミャンマー、ロシアなど 14 個。特定のテーマに関するマンデートは女性と少女に対する暴力、性的指向と性自認に基づく暴力と差別、女性と少女に対する差別、意見と表現の自由、ビジ

ネスと人権など 45 ある。

特別手続きは、CSO にとってアドボカシーツールとして活用しやすい仕組みであると言える。各専門家は調査の為に、草の根の市民からの情報を必要としている。当該国における人権侵害の背景や文脈を熟知している CSO からの情報提供は歓迎される。人権理事会ウェブサイト中に各マンデートの独自ページがあり、Call for input の形での情報募集や email などでの情報提供の呼びかけがされる。さらに、専門家は実際に各国を訪問して調査を行う為（被審査国の招待が必要）、国訪問のタイミングで直接面談することも可能である。

また、人権条約機関よりもアクセスしやすい（国内救済手段を経由する必要がなく、また、国が条約や議定書を批准している必要もない）。独立性があるため、人権に関する解釈や勧告において非常に進歩的であるとされる。委任者の調査により、問題や優先事項を可視化し、正当性を与えることができる。国内で対応されず、改善が滞る人権課題を、国際的な見地から第三者による審査を受けられる点で、CSO にとっては非常に有用性の高いシステムであることが分かった。

7 月 10 日（月） 11 時～12 時

人権理事会日本政府の UPR 勧告採択会合

日本政府の UPR 勧告採択会合は第 53 回人権理事会会期の 4 週目にあたる、7 月 10 日に開催された。これに先立ち、6 月 8 日付で日本政府は OHCHR に採択案を提出しており、UPR 審査の日本のウェブページから閲覧が可能になっている。¹この資料を基に、共同執筆団体と協力してジュネーブ滞在中にも、会合での CSO 声明の内容を検討し発言の準備をした。

当日は、Ms. Maira Marielée Macdonal Alvarez, Vice-President of the Human Rights Council のファシリテーションの下で採択会合が開始した。冒頭 7 分間の山崎和之在ジュネーブ国際機関日本政府代表部常駐代表発言中では、ジョイセフの CSO 共同レポート中で指摘し、4 か国（スウェーデン、ベルギー、米国、アイスランド）からも勧告を受けていた刑法性犯罪の改正が本年 6 月に国会で成立した旨も述べられた。続いて、国連加盟国 13 か国（インドネシア、ラオス、リビア、モルディブ、ネパール、ナイジェリア、フィリピン、韓国、中国、シンガポール、スリランカ、チュニジア、ウクライナ、タンザニア）がそれぞれ 90 秒ずつコメント、市民社会からも 10 団体が 2 分ずつ声明を述べた。

ジョイセフと共同団体の発言は、市民社会発言の全体の 3 番目に述べる事ができた。

7 月 10 日（月） 13 時～13 時 30 分

IPPF Geneva 国連を活用したアドボカシー、とりわけ国連加盟国代表部との連携の活用について。

Ms. Estelle Wagner, J.D., International Advocacy Advisor, International Planned Parenthood

1

Federation (IPPF) - Geneva Liaison Office

IPPF では国連アドボカシー担当者をニューヨークに 2 名、ジュネーブに 1 名配置している。年間の国連行事カレンダーに沿って、IPPF の専門分野である SRHR、Gender Equality、Women and girls empowerment, Women's Health などにかかるものを中心に、関連の国際機関、CSO と協力してアドボカシーを行っている。

また、国連加盟国代表部との関係構築にも力を入れており、SRHR や Gender Equality に関連する課題に対し協力的な代表部を「IPPF Friendship group」として、勉強会や交流会をニューヨークとジュネーブで開催している。日本代表部もフレンドシップグループメンバーの一員である。

こうしたフレンドシップグループ間での情報共有により、ジェンダー平等や SRHR 関連決議案に CSO の意見を反映させることにつなげることができる。また反ジェンダー平等・SRHR に関する情報共有の意味でも非常に重要なグループである。日本代表部がこのグループに参加し、UHC の観点から SRHR に積極的に取り組む意欲を見せていることは非常に心強いことであるとのことだった。

3. 考察・提言

3-1 結論

GAVI アライアンスとの連携の可能性について

日本政府は昨年、より強靱、より公平、かつより持続可能な UHC（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ）の達成とパンデミックを含む公衆衛生危機に対する予防・備え・対応（PPR）強化を 2 本柱としたグローバルヘルス戦略を構築、今後 5 か年に渡っての保健分野における国際協力の指針を定めた。

ジョイセフはコロナ禍で後退した従来からの健康課題、とりわけ SRHR を UHC の重要な一部として途上国また日本国内でも推進するべく活動している。GAVI が戦略 5.1 として注力を開始した HPV ワクチン接種は、ジョイセフでも女性の健康を守るための重要な予防医療の一つと捉え、国内外においてプロジェクトを実施している。日本国内では若者を中心とした予防啓発活動と、ピアエデュケーターの養成を実施。また海外の事業地でもザンビア、ケニア、子宮頸がん検査、治療、HPV ワクチンへのアクセス向上を目標にプロジェクトを実施している。

GAVI が手掛ける HPV ワクチン接種促進は、ジョイセフの活動とも合致するところであり、互いの経験から学びあい、また協力できる可能性が大いにあると考える。

Global Fund との連携の可能性について。

Global Fund スキームを活用した、保健システムやコミュニティシステムの強化プロジェクトと、ジョイセフの連携について、可能性を引き続き模索していきたいと考えている。ジョイセフのローカルスタッフの中には、前職時代にスキームを活用した経験がある者がおり、Global Fund スキームの有効性、とりわけ CCM を介したアカウンタビリティを厳格に保った現地主導のプロジェクト運営の効果に大きな期待を抱いている。

Global Fund 創立時からの原則である、「現地の主体性の尊重：現地の人の手でプロジェクトを実施する

こと」は、ジョイセフの途上国支援プロジェクトの根幹にある、「現地のコンテキストで、現地スタッフの能力向上を通じた支援」に共通するものである。ジョイセフが既に事業地で実施している、母子保健、思春期保健、SBCC、5S改善など日本のNGOの知見を、現地の保健システムやコミュニティシステムの強化に役立てることは十分にできると考える。引き続き機会を模索していきたい。

SRIの講義からの学び- 特別手続の活用について

8月上旬に、特別手続の一つ「ビジネスと人権」作業部会が来日調査の報告記者会見が開催された。メディアでは、芸能プロダクション事務所による半世紀に及ぶ未成年に対する性虐待とその隠ぺいというセンセーショナルな点に注目が集まった。しかしながら、作業部会の報告書の中には男女賃金格差の問題、企業の意思決定層における女性の割合の低さ、LBTQI+の人びとの権利を守る包括的差別禁止法の必要性、障害者が職場での差別や低賃金、支援システムを通じた適切なサポートへのアクセス困難など日本における様々なビジネスと人権課題が報告された。国連専門家の報告がメディアで大々的に紹介されたことは、前代未聞と言ってもいいのではないか。日本国内の人権課題のアウェアネスを高めたという意味で非常に有意義な事だったと考える。これを機に特別手続の他のテーマ、とりわけ「健康に関する権利」「女性と少女に対する暴力」、「性的指向と性自認に基づく暴力と差別」、「女性と少女に対する差別、などの活用を視野に入れていきたいと考える。日本社会に人権遵守の意識を根付かせることも、ひいては自団体が目標とするジェンダー平等、SRHRの促進に結び付くことになるかと考える。

人権理事会日本政府UPR採択会合への参加及び発言からの学び

各被審査国の採択会合そのものはわずか1時間。第53回人権理は審議に時間を要した議題が多かったために、一日あたりのUPR採択会合を増やすなどスケジュールが変更になり審議もかなり凝縮して行われたようだ。冒頭、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部の山崎和之大使による7分の発言後、国連加盟国13か国*がそれぞれ90秒ずつコメント、市民社会からも約10団体が2分ずつ声明を述べた。

採択会合では自団体などが携わったSRHR関連の採択に関するコメントは日本政府から出なかったものの、事前に発表されていた政府採択案に対して、NGO声明を発言した。人権理事会本会合の場でNGOが発言をすることを通じて、日本がG7国として国際社会に向けた約束と、国内の政策を合致させるよう訴えることができたのは、非常に有意義であったと考える。

IPPFの国連アドボカシーからの学び

IPPFの国連アドボカシー担当が行っているSRHR、ジェンダー平等の推進に力を入れる代表部と勉強会や交流会をニューヨークとジュネーブで開催する「IPPF Friendship group」の取り組みは非常に興味深く感じた。ジョイセフでは過去1年半弱かけて行ってきたUPRアドボカシーの中で、駐日EU代表部をはじめ、ジェンダー平等・SRHRの推進に定評のある在日大使館との協働を行ってきたが、これをIPPF Friendship Groupに似た形で、より強化することができればと考える。

3-2 本研修成果の自団体、NGOセクターの組織強化や活動の発展への活用方針・方法 (可能な限り具体的に記載下さい)

本研修では、UPR アドボカシーにおける海外市民社会や国連加盟国各国代表部、在日本大使館との連携を強化することができたと考えている。

1 年半をかけて実施してきた UPR アドボカシーの学びを引き続き日本国内の NGO、広く一般にも共有していく。次回 4 年半後の日本政府 UPR 審査においてはその仕組みを活用する団体が増えるよう促していく。さらに国内外の市民社会が連携して国連アドボカシーに取り組む事で、横のつながりの強化、互いの知識の共有、スキルの向上を見込める。国連を介して、国内外の市民社会が協力してアドボカシーを行うことで、市民社会のグッドプラクティスが国内だけでなく、国際的にも周知され現状改善に結びつけることも可能ではないかと考える。

自団体においては人権理事会の仕組み「特別手続」のアドボカシー活用の検討を進めていきたい。さらに、IPPF Friendship group の例に倣って、在日本の大使館などの協働を強化していきたい。

GAVI アライアンスとの連携については、GAVI の戦略 5.1 として注力を開始した HPV ワクチン接種促進は、ジョイセフの活動とも合致するところであり、互いの経験から学びあい、また協力できる可能性が大いにあると考える。日本政府のグローバルヘルス戦略でもあるより持続可能な UHC の一部としての SRHR の推進を途上国で行うことで協働できればと考える。

Global Fund との連携についても、同ファンドのスキームを活用した、保健システムやコミュニティシステムの強化プロジェクトと、ジョイセフの途上国でのプロジェクトの連携について、可能性を引き続き模索したい。ジョイセフのローカルスタッフは、Global Fund スキームの有効性、とりわけ CCM を介したアカウンタビリティを厳格に保った現地主導のプロジェクト運営の効果に大きな期待を抱いている。

3-3 テーマに関する日本の国際協力分野への提言

GAVI、Global Fund 訪問を通して、日本の長年に渡る国際保健分野での貢献を改めて実感した。パンデミックを経て今まで以上に国際保健の重要性は増しており、日本の貢献をより効果的に世界で発揮・周知すること、また国内でも周知していくことが重要であると考え。国内外いずれにおいても、日本の NGO がさらに尽力できるのが国際保健分野であると考え。海外、保健システムが脆弱な状況にある途上国においては日本の NGO がより貢献しやすいように、日本政府による GAVI、Global Fund への橋渡しがあると良い。また国内への周知、すなわち国際保健アドボカシーにおいても日本政府から NGO への支援があると非常に心強いと考える。

また、人権理事会を通じた日本の外交、国際貢献が国内一般市民からは非常に見えづらいように思える。UPR や特別手続などの人権理事会の仕組みには、国連加盟国だけでなく CSO の関与が欠かせない。日本政府と CSO の意見交換や、協働の機会を増やすことが必要だ。今回の UPR においては外務省と CSO の意見交換がオンラインで一度開かれたが、このような機会を対面・オンライン双方でもっと増やす必要がある。日本政府からの UPR などに関する広報も増やす必要があると考える。日本は G7 の一カ国として、世界の民主主義、人権保護、法の支配をけん引する立場にある。本年行われた広島 G7 サミットにおいても、首脳声明の中でジェンダー平等・SRHR などの基本的人権を守り、促進していく内容のコミットメントが複数回言及されている。ぜひ、日本政府にはこれを実行し、世界における人権遵守のリーダーシ

ップを発揮して欲しい。

4. 団体としての今後の取り組み方針（団体の責任者がご記入ください、800文字程度）

本研修を通し、受講者が実施または面談などを通して学んだことについては団体内で共有の場を設けることとする。同時に有益な情報等については、担当者に随時共有し、成果をできるだけ有効活用してほしい。

受講者が実践できた UPR アドボカシーについては、日本政府による今回採択内容の実施及び中間報告に向けたモニタリングやロビイングの足掛かりとなった。また、実際のロビイング活動を国連の場で実践できたことは受講者の大きな経験と自信につながったに違いない。さらに次回サイクルの際には今回の経験した一連のアドボカシー手法を活用し、さらに有効なアドボカシー活動を期待している。

当団体はジェンダー平等及び SRHR の推進をミッションとしており、今後もジェンダー平等と SRHR の推進のためのアドボカシー活動を強化していく予定である。SRI にて受講したもう一つの人権理事会の仕組み「特別手続」についても、様々なテーマの切り口からのアドボカシーの実施の検討ができることを受講者が学んできた。昨今メディアでも話題になった「ビジネスと人権」作業部会の報告書内容から、まさに「人権を守ること」が日本国内で再考されるタイミングが来ているようにも受け止められる。今後も基本的人権としてのジェンダー平等および SRHR の推進・強化をテーマに人権理事会の仕組みを活用すること。それは、「人権」そのものの意義、遵守の精神の日本国内の普及を行うという点からも有効と考える。

さらに、国際保健分野においても、長年当団体が市民社会として政府との対話をリードする役割を果たしてきたアドボカシー活動と、同じく当団体が創立以来行ってきた途上国での技術移転活動という 2 つの点を、本研修を通じて得ることができた GAVI やグローバルファンドとの関係強化または協働を通して、線に変えていけるよう引き続き働きかけてほしい。

5. その他

5-1 本プログラムや事務局側に対する提案・要望等

選考時の面談の時から採用いただいた後の渡航までのわずかな時間での準備など、事務局及び外務省の皆様には、大変なご協力とご理解をいただきましたことを心より感謝しております。おかげさまで貴重な経験、学びの機会をいただきました。コロナ禍を経て、研修のスタイル、期間、タイミングなども多様化が進んだように思います。本プログラムの募集のタイミングを年間複数回、例えば四半期ごとに分けていただくことができれば、活用の機会も広がるのかなと考えました。

5-2 写真類及び研修員が受入先機関に提出した報告書類等があれば、添付

7月4日（火）10時 GAVI ワクチンアライアンス

Senior Donor Manager, Resource Mobilisation and Private Partnerships 北島千佳氏と面談。
Global Health Campus の GAVI 事務所にて。



7月4日(火) 15時 Global Fund
保健財政部 シニアアドバイザー 稲岡恵美氏面談。Global Health Campus にて。



7月7日(金) 10時～13時
人権理事会「特別手続 (Special Procedures)」講義
SRI, Ms. Emeline Dupuis



7月10日(月) 11時～12時
人権理事会日本政府のUPR勧告採択会合



日本政府による採択発言

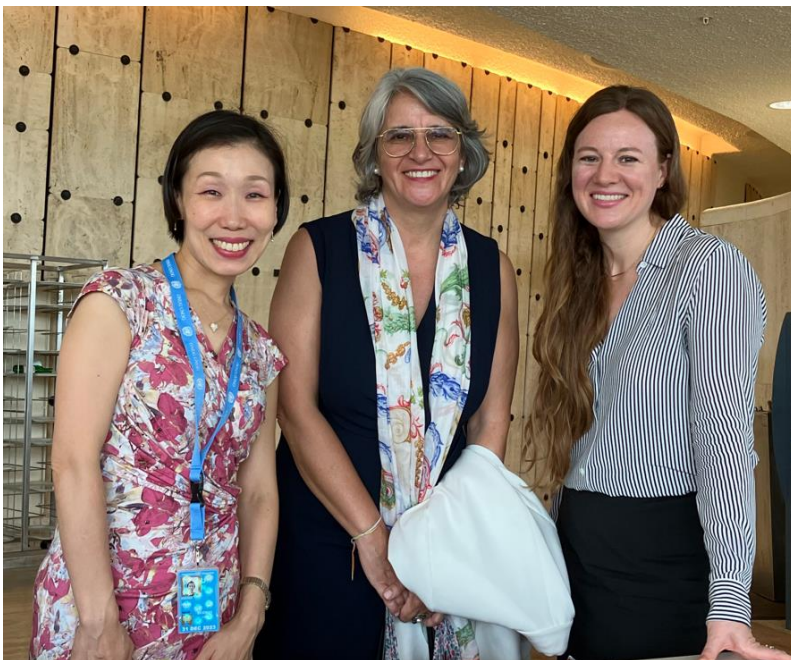


市民社会声明の発表

7月10日（月）13時～13時30分

IPPF Geneva 国連を活用したアドボカシー、とりわけ国連加盟国代表部との連携の活用について。

Ms. Estelle Wagner, J.D., International Advocacy Advisor, International Planned Parenthood Federation (IPPF) - Geneva Liaison Office



IPPF Geneva Office の Ms. Wagner(右)